

岩手県告示第 133 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 282 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 八幡平市大更第 1 地割 17 番 16 地先から 25 番 1 地先まで
 - (2) 八幡平市松尾第 3 地割深沢 154 番 31 地先から 58 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 20 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - (2) 期間 平成 19 年 2 月 20 日から同年 3 月 20 日まで